

契約変更しませんか？

～ 突然やってくる電気・ガスの勧誘に注意！～

内容

- ・ 契約している電力会社名を名乗って業者が訪問した。安い電気プランの話があり、契約会社のプラン変更のつもりで話を聞き、申し込んだところ、後で別業者と契約したことに気づいた。クーリング・オフしたい。
- ・ 電気が安くなると言われ、アパート全体で電力会社を切り替えると勘違いし検針票を見せ、契約書を書いた。後で契約を断ったが心配だ。
- ・ 突然、事業者がやってきて「安くなるので賃貸アパートの他の住人全員が契約した」と都市ガスの契約先の変更を勧められたので、契約することにしたが、後から契約書の控え等を受け取っていないことを不審に思った。クーリング・オフしたい。

消費生活センターからのアドバイス

大手電力・ガス会社を名乗って勧誘をするケースもみられます。

- ・ 勧誘してきた会社と新たに契約する電力・ガス会社の社名や連絡先を明確に確認しましょう。

建物全体の契約が切り替わる、といった誤認を与える勧誘のケースもみられます。

- ・ 本当にアパート(建物)全体で契約を切り替える必要があるのか、建物の管理会社や大家さんに事前にしっかりと確認しましょう。

検針票の記載情報(氏名(契約名義)、住所、顧客番号、供給地点特定番号等)は慎重に取り扱い、情報を聞かれてもすぐ教えないようにしましょう。

電気・ガスの料金プランや算定方法をよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約をしましょう。

- ・ また、検針票等の料金の明細書は必ず確認しましょう。

契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合がありますので、慌てずに対処しましょう。

電話勧誘・訪問販売での契約トラブルのほか、契約を結ぶに当たり、不明な点や不審なことなどがあれば、次の相談窓口をご利用ください。

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

電話番号 03-3501-5725 (平日 9:30~18:15)

詳細 URL <https://www.emsc.meti.go.jp/general/consult.html>

最寄りの市町や県の消費生活センター・相談窓口

電話番号 局番なし 188 (消費者ホットライン)

おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付] 平日(月~金) 9:00~12:00、13:00~17:00



「契約変更しませんか？」

突然やってくる電気・ガスの勧誘に注意！



《こんな相談が寄せられています》

- ・同じアパートの住人も契約したと電力会社に勧誘されたが、嘘だった
- ・電気・ガス料金が安くなると言われたが、むしろ高額になった